

# トラック運転者のために、いま、 取り組んで欲しいことがあります！

トラック運転者の長時間労働が問題になっています。

今こそ、荷主と運送事業者が協力しあって、トラック運転者の労働時間短縮に取り組むことが必要です。皆さまの取組に役立つ様々な情報を、「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」に集めました！

## トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト



<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>



### 国民のみなさまへ

掲載コンテンツの一部を  
ご紹介します！



#### トラック運転者の仕事を知ってみよう

- ▶ 統計からみるトラック運転者の仕事
- ▶ 動画・写真でみるトラック運転者の仕事
- ▶ トラック運転者の「生の声」

トラック運転者の労働時間短縮に取り組んでいただく第一歩は、「トラック運転者」の仕事を知ることです。そこで、統計情報や、トラック運転者へのインタビューなど、様々な情報を掲載しています。ぜひご覧ください！

動画コンテンツ  
トラック運転者の「いま」とあなたにできること



トラック運転者の労働時間削減に向けてあなたにできること、やって欲しいこと

トラック運転者の労働時間短縮に取り組むために国民の皆さまに「できること」「やって欲しいこと」を分かり易く掲載しています。今日からでも取り組める内容ばかりです。ぜひご覧ください！

### 企業のみなさまへ



#### 簡単自己診断

- ▶ 荷主のみなさま向け
- ▶ 運送事業者のみなさま向け

簡単な質問に答えるだけで、潜んでいるかもしれない問題、そして、その問題を解決する施策候補までも簡単に確認できる自己診断です。トラック運転者の労働時間短縮で、荷主にとってどんなメリットがあるのかも掲載しています。

#### サッと解決よろず相談



長時間労働改善に関わる様々な疑問をFAQ方式で掲載しています。



#### 情報いろいろ宝箱

- ▶ 荷主のみなさまへ
- ▶ 運送事業者のみなさまへ

長時間労働改善に活用できる各種マニュアルを掲載しています。



今後公開予定の  
コンテンツは、裏面に！

# 今後、公開予定の 新規コンテンツをご紹介します！

※令和2年度中に掲載予定。掲載予定日は、本ポータルサイトで告知させていただきます。

## ドラマ仕立ての動画コンテンツ！

テーマは「今こそ始めてみませんか？トラック運転者のために、”荷主”ができること」！  
トラック運転者の労働時間短縮には、荷主の皆さまの協力が必要です！



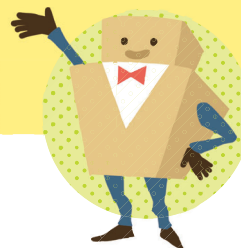
「発荷主が、取り組む」そして「着荷主が、取り組む」

発荷主、着荷主、そしてトラック運送事業者が、「どのように具体的な取組を進めるのか」を、ドラマ仕立てで再現しました。



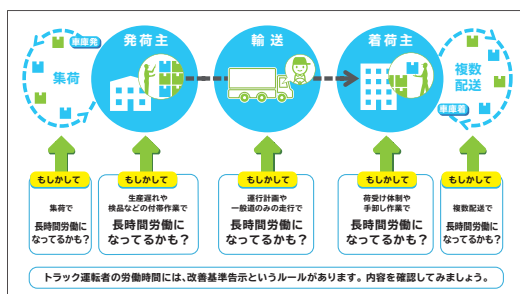
皆さまが日常業務を思い浮かべて「確かにそうだ」と共感できる、2本の動画を掲載します！

改善に取り組むポイントを  
可愛いストーリーテラーが  
分かり易く解説します。



## イラストから、簡単に施策などを確認 「始めてみよう改善活動」！

皆さまのサプライチェーンを思い浮かべてみてください！



サプライチェーンのイラストをクリックするだけで、労働時間短縮に繋がる施策候補などが簡単にわかります。

### お問合せ窓口

厚生労働省委託事業者  
株式会社 富士通総研

担当名：沖原・亀廻井(かめのい)・田村  
電話：03-6424-6754  
メール：fri-truck-seminar@dl.jp.fujitsu.com

# 「荷主どうし」の連携により トラック運転者の 労働時間を短縮しましょう

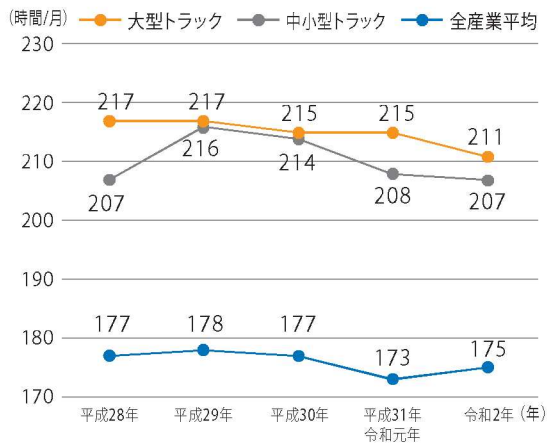


トラック運転者の  
長時間労働が  
問題になっています！

トラック運転者は、全産業と比較して、長時間労働の実態にあり、それが「引きがね」のひとつとなって、物流業界は深刻な人手不足に陥っています。

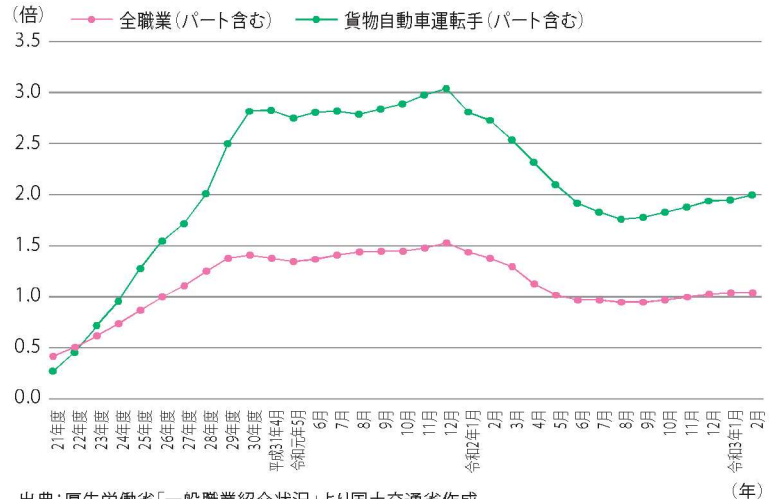
国民生活や事業活動に必要な物流を安定的に確保するためには、この事態を早急に改善しなければなりません。

月間の平均労働時間の推移



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より

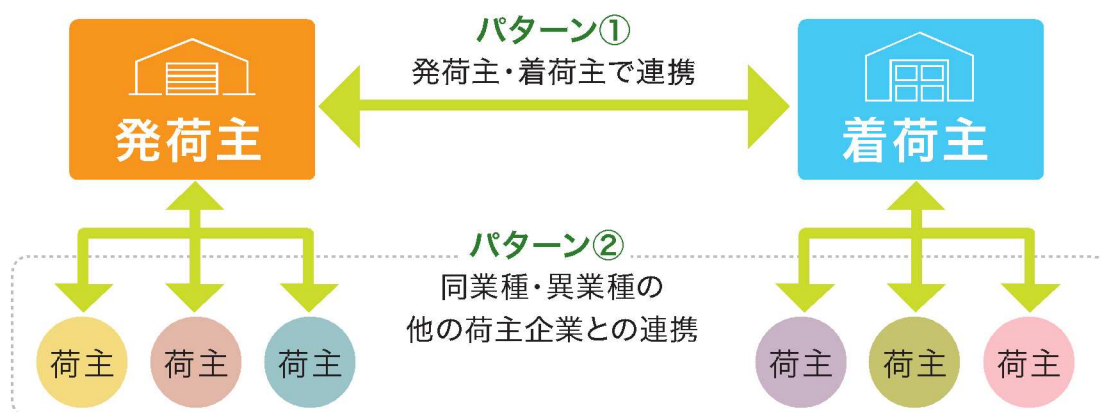
有効求人倍率の推移



出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」より国土交通省作成

なぜ「荷主どうし」の  
連携が必要なの  
でしょうか？

「どの品物を、どれだけ、どの時刻に、どのように積込んで、どの時刻に、どのように納入するのか」を決めることができるのは、荷主です。ただし、発荷主からの依頼は、納入指定時刻など、着荷主からの様々な要望を踏まえて決められています。そのため、依頼内容を見直すためには、「発荷主と着荷主」の連携が必要です。また、トラック運転者の長時間労働を短縮するためには、「発荷主と着荷主」の連携に限らず、「同業種や異業種の他の荷主企業」と連携することも重要です。







トラック運転者の  
長時間労働改善に  
向けたポータルサイト

厚生労働省では、トラック運転者の長時間労働に向けた  
荷主どうしの連携による取組などについてご紹介しています。



# トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト <https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

パターン

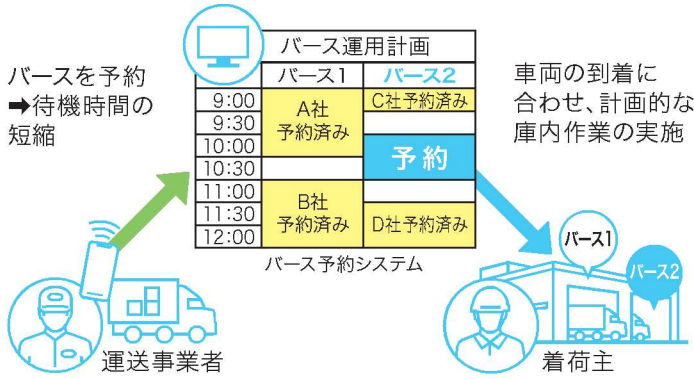
## 「発荷主・着荷主」の 連携による取組(例)

荷主のみなさま向け動画の視聴は  
ポータルサイトの「情報いろいろ宝箱  
(荷主のみなさまへ)」のページから



### 待機時間の短縮事例(パース予約システムの導入)

発荷主と着荷主が連携し、パース予約システムを導入。



### 荷主のみなさま向け動画



発荷主・着荷主・トラック運送事業者が『どのように具体的な取組を進めるのか』について、ドラマ仕立て(アニメーション)でご紹介しています。

パターン

## 「荷主どうし」(同業種・ 他業種の荷主企業) の連携による取組(例)

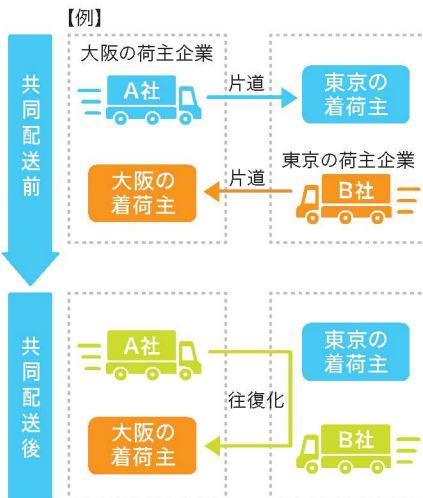
日頃、出会うことのない、他の荷主(同業種・異業種)の方々と、物流生産性向上に向けた意見交換をする**あい積ミーティング**をオンラインで開催します。

お申込みはポータルサイトの「荷主連携マッチング～あい積ミーティング～」のページから



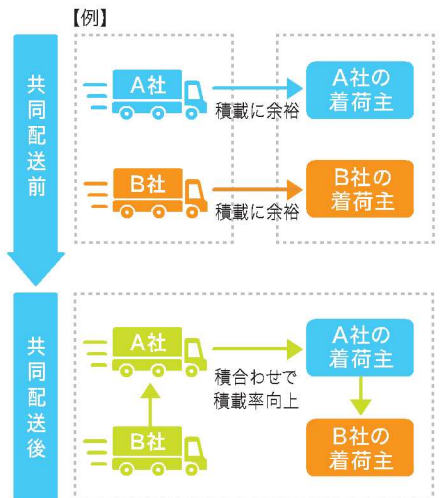
### 共同配送の 取組例 ①

～幹線往復化～  
幹線輸送が片道輸送。  
荷主どうしで協力し  
あって往復化を図る。



### 共同配送の 取組例 ②

～同一車両に  
積み合わせ～  
積載率に余裕のある  
非効率な集配送。  
荷主どうしで協力し  
あって、同一車両に  
積み合わせる。



### お問い合わせ窓口



厚生労働省委託事業者  
株式会社 富士通総研

担当名: 沖原・亀廻井(かめのい)・田村  
電話: 03-6424-6754  
メール: fri-truck-seminar@dl.jp.fujitsu.com

# 改善基準告示見直しスケジュール

	ハイヤー・タクシー、バス	トラック
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"><li>▷ 3月頃 とりまとめ → 専門委員会に報告</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▷ 見直しの議論</li></ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"><li>→ 労働条件分科会に報告</li><li>▷ 年内目途 改正改善基準告示 公布（令和6年4月1日 施行）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▷ 7月頃 とりまとめ → 専門委員会に報告</li></ul>

# 「業務改善助成金(通常コース)」のご案内

## ～令和4年3月末まで申請期限を延長します～

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

### 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した  
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



### 概要

※令和4年2月1日以降も申請を受け付けます(※3)

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)	
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※3) 20円コースは、令和4年1月31日で受付を終了しています。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。



## 助成対象の特例

- ◆ PC、スマホ、タブレットの他、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。※  
(※) 特例事業者のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ **申請期限は令和4年3月31日までです。**

## お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号：03-6388-6155（受付時間 平日8:30～17:15）

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、  
最寄りの都道府県労働局に提出

※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、  
提出した計画に  
沿って事業実施

労働局に  
事業実施結果  
を報告

審査

支給

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や  
運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

## 【参考1：令和4年度の業務改善助成金(通常コース)のご案内(予定)】

- ◆ 令和4年度においても、「令和4年2月1日からのコース」を、引き続き実施する予定です。  
(※) ただし、令和4年度予算の成立が前提のため、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。

## 【参考2：業務改善助成金特例コースのご案内】

### 特例コースの概要

■ 申請期限：令和4年3月31日まで

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し（※Bの経費）、その費用の一部を助成するものです。

### 助成額・助成率

助成率： **3 / 4**

助成上限額：

引上げ 人数	1人	2～ 3人	4～ 6人	7人 以上
上限額	30万円	50万円	70万円	100万円

### 助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など (※PC、スマホ、タブレットの新規購入、物自動車なども対象)
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

# 「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい  
中小企業事業者を支援する助成金がありました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

## ■ 申請期限：令和4年3月31日まで

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

## ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費（＝関連する経費）についても助成対象として拡充されます。

## 対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限りま。）

## 支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること  
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと  
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

## 助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

## 助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます